

## 地域経済の再生に向けた提言

平成26年7月16日  
全国知事会

アベノミクスによるデフレ脱却と経済再生に向けた取組により、日本経済は明るさを取り戻しつつある。

一方で、原材料価格の上昇やエネルギーコストの上昇等により、地域の中小企業や農林水産業には予断を許さない状況が続いているが、地域間格差の存在が、こうした傾向に拍車をかけているといっても過言ではない。

人口減少・高齢化が急速に進行する中、今後も地方から大都市圏への人口移動が収束しなければ、若年女性が5割以上減少する市町村が急増するといった指摘もある。このままでは、地方が、次いで都市が消滅してしまう可能性すら生じかねず、産業振興等による地方の再生が急務となっている。

また、地域によっては建設業や福祉関係などで人手不足の問題が深刻化している。地域を支える人材の減少などにより地域社会が衰退しては、競争力のある産業社会を築くことも難しい。地域を支える人材や将来を担う若者が安心して働き、将来設計のできる地域社会を築くことにより、地方からの人口流出を食い止め、更には地方へ人材や若者を呼び込み、地域社会を持続可能なものとしていくことが、現下の喫緊の課題である。そのためにも、地域経済の再生には一刻の猶予も許されない。

国においては、新たな国土構造の構築など国が担うべき地域間格差の是正のための施策や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出支援など、国全体の活力と競争力が強化される大胆な施策をしっかりと講ずるべきである。

我々地方は、それぞれの実情に応じた独自の産業政策を展開しており、今後、更に地域経済の活性化や雇用対策、人づくりに全力で取り組んでいく所存である。

地方の再生は国と地方が両輪となって取り組んでいくべきものであり、人口減少を克服し、地域経済の活性化を目指すためには地方の意見が最大限生かされなければならない。そのためにも、今後、国で設置する予定の地方創生本部においては、地方の様々な意見を十分に踏まえることが必要である。

ついては、国において、次の事項を講じ、地方の取組を伴走支援するよう求める。

### 1 地方の産業競争力強化戦略の実現に向けた支援について

- (1) 各地域では、地方ブロックごとに地方産業競争力協議会において策定した産業競争力強化戦略で戦略産業を特定し、産学官金が連携して地域経済の活

性化に取り組んでおり、「日本再興戦略」に盛り込まれた施策などを積極的に活用しながら、戦略の実現に向けて取り組んでいく所存である。

地方の活性化なくして日本全体の再生はあり得ないことを念頭に置き、地方発の経済成長を牽引する政策を構築すること。

また、各地域からの具体的な提案に対して、地域を絞り込んで選別するとの発想ではなく、地域が自ら主体的かつ責任ある取組を行うことができるよう、引き続き大胆な規制緩和や、税制の優遇措置、国家戦略特区に係る地方からの提案の積極的な指定などの国家戦略特区制度の充実・改善、自由度の高い交付金の創設や補助制度の拡充・新設等の財政措置等を通じ、地方への伴走支援を行うこと。

- (2) 地方産業競争力協議会には国の地方支分部局も参画して地方と連携し、地域における多様な経済活動のニーズを反映させた取組を進めていることから、地方と一体となって責任を持って地域の取組を進めるとともに、各地域の提案・要望項目の国の施策・予算への反映状況を地方支分部局において取りまとめてフィードバックするなど、地方レベルでの伴走支援もしっかりと行うこと。
- (3) 国の経済財政諮問会議や産業競争力会議など、経済財政政策について検討する機関及び今後設置される地方創生本部に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。

## 2 対日直接投資について

対日直接投資は、地域における雇用創出、新たなイノベーション創造等地域経済再生に資するものであるとともに、地域間格差の是正効果も期待できるものである。これらを踏まえ、中小企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材斡旋等の機能を担い、地域への直接投資誘致の際の司令塔となるべき拠点施設の全国複数箇所での設置を含め、外資系企業の地域への進出を総合的に支援する仕組みを構築すること。

## 3 中小企業・小規模事業者の振興対策について

- (1) 我が国の国際的な競争力を高めるためには、ものづくりを担っている地方の競争力を高めていくことが重要である。このことを踏まえ、地域の経済・雇用を下支えする重要な役割を担っている中小企業・小規模事業者の輸出促

進を含めた振興策の充実・強化を図ること。

特に、ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力を高めるためには、大企業のOB人材等を活用し、生産性の向上を支援することが有効であることから、インストラクターとしての養成や派遣、あるいは就業等を促進する仕組みを構築すること。

なお、先般の通常国会において、「小規模企業振興基本法」が成立したところであるが、国において同法に基づく小規模企業振興基本計画の策定等を行う場合には、地方の意見をしっかりと反映させるとともに、都道府県が行う中小企業支援策との整合を図るなど、地方との十分な連携を図ること。

- (2) 依然として厳しい経営状況にある中小企業の実態を踏まえ、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。特に、原材料価格の高騰や電気料金値上げ等に伴い経営が悪化した企業に対する金融のセーフティネットに万全を期すこと。

#### 4 農林水産業の振興対策について

- (1) 為替相場の円安への転換などにより、燃油価格、肥料・配合飼料価格が高騰し、農林漁業者の生産コストが増加していることから、生産資材の価格変動に左右されない安定した農林水産業経営の確立に向け、適正な収益が得られるよう構造的改革に取り組むとともに、資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、燃油価格高騰への更なる対策強化を図ること。加えて、このような経営環境の中で競争力を高めるための生産基盤の整備や就業者の確保、6次産業化、輸出拡大への支援等、所得を向上させ、農業・林業・水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。
- (2) 農業改革に当たっては、農業協同組合や農業委員会等が果たす役割を踏まえつつ、中山間等地域の実情や、農業・農村が国土や自然環境の保全、文化の維持・継承、さらには就労の場として、地域社会の持続可能性など多面的な機能を担ってきたことなどにも配慮し、生産現場に混乱を来すことなく、農業者、農業団体、地域住民など関係者の意見を広く聴き、慎重に議論を尽くした上で、今後とも地域の農業・農村振興や食料供給等を通じた国民生活に十分な機能を果たすような見直しとすること。また、改革を推進するに当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないように、十分に配慮すること。

(3) これまで林業・木材産業の発展に大きく貢献してきたが、今年度限りとなっている森林整備加速化・林業再生基金について、基金を継続すること、あるいは同様の事業が実施できる仕組みを創設すること。

また、森林吸収源対策及び地球温暖化対策における地方の役割等に応じた安定財源を確保する仕組みを早期に構築すること。

## 5 地域における人づくりの推進について

今後、地方における人口減少等を防ぎ、労働力不足に対処するためには、地域経済再生の核となる若者・女性、さらには障害者や高齢者などの多様な人材について、地方が「人づくり」や「産業人材の確保」を強力に推進できる仕組みの構築が必要である。

このため、テレワークなどの新たなライフスタイルの提案にもつながる、長期的な視野に立った継続的な施策展開ができるよう、緊急雇用創出事業臨時特例基金などの人づくりのための基金について、地域の雇用状況等に応じた基金の増額や期限の延長及び地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるような要件の見直しを行うこと、あるいは新たな基金の創設を行うこと。

## 6 TPP協定交渉について

(1) TPP協定については、地方経済・国民生活への影響や効果、交渉内容等に関する国民への十分な情報提供と明確な説明を行い、交渉に当たっては、地域の活力を決して低下させないよう、国益を守ること。

(2) 農林水産業については、経済連携の推進のあるなしに拘わらず、持続的に発展していけるよう、国の責任において、具体的・体系的対策を明示し、講ずること。

(3) TPP協定への参加を判断するに当たっては、地方はもちろん、広く国民の意見を十分に聴き、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、十分に配慮すること。